

教職課程における「学校安全への対応」に関する授業報告

伊藤健治 *

はじめに

教育職員免許法の改正（2016年11月）及び同法施行規則の改正（2017年11月）に伴って、教職課程において履修すべき事項が大幅に見直された。その中で、「教育の基礎的理論に関する科目」のうち、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」に対応する授業科目である「教育制度論」においては、「学校と地域との連携」及び「学校安全への対応」を扱うことが新たに求められることとなった。また、「学校安全への対応」に関しては、教職課程コアカリキュラムにおいて、以下の内容が示されている¹⁾。

（3）学校安全への対応

一般目標：学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標：1) 「学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。

2) 「生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

本稿では、「教育制度論」において、「学校安全への対応」を扱う授業実践について報告する。なお、新しい教職課程の実施は2019年度からであるが、「教育制度論」の授業では2018年度から「学校安全への対応」を扱っており、本報告は2018年度に開講した授業での実践報告である。

1. 授業概要

2018年度に実施した「教育制度論」は、教育職員免許状取得に必要な単位（教育職員免許法施行規則）、「教職に関する科目」のなかの「教育の基礎理論に関する科目」のうち「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を扱うものとして開設された講義である。

本授業の目的及びねらいは次のとおりである。近年の教育改革や最新の教育政策の動向を踏まえつつ、義務教育を中心とした教育制度及び財政システムの全体像を俯瞰しながら、教育を取り組まく社会的な課題を具体的に扱うことを通じて、現代の学校・教育に関する理解を深めることを目的とする。そのため本授業では、現代の学校（教育）を規定している社会環境要因や、近年の教育改革および最新の教育政策の動向を検討しながら、学校教育制度や教育財政のしくみに関する基礎的な知識を習得することを目指している。また、各地の学校改善の取り組みや地方自治体の教育改革実践などを紹介するとともに、いじめや体罰の問題、若年者雇用の不安定化を背景とした「学校から社会へ」の移行の問題など、近年の教育をめぐる多様な課題に対して、教育行政がどのように関わることが出来るかを考察していく。授業で扱う内容は、大きく分けると以下の4点である。

* 東海学園大学教育学部

- ①義務教育を中心とした公教育の法制度体系や近年の教育改革・政策の動向について理解する。
- ②いじめ・体罰の問題や不登校などの教育上の様々な課題に対して、社会的な視点から考察する。
- ③子どもや若者の権利保障と関わって、就学前教育や家庭や地域社会の様々な問題、学校から社会への移行など、公教育制度の境界領域における多様な課題について教育の視点から捉え返す。
- ④教育を支える教職員や関連する専門職の仕事を理解するとともに、様々な教育実践を通して子どもの権利保障のあり方を探り、公教育の役割や可能性、教員の専門性などの考察を深める。

以上のように、「教育制度論」の授業では、教育に関する法制度の知識を身に付けるだけでなく、教育システムの基本的な理念を理解し、現代の教育課題に主体的に向き合い考察することをねらいとしている。具体的な授業展開は次のとおりである²⁾。

- 第1回 ガイダンス：現代の学校と教育制度
- 第2回 公教育の制度原理：憲法と教育基本法
- 第3回 教育政策と文部科学省
- 第4回 教育委員会制度
- 第5回 教育財政のしくみ
- 第6回 教育課程行政と教科書制度
- 第7回 義務教育制度と教育を受ける権利
- 第8回 学校安全と危機管理
- 第9回 グループワーク：教育を取り巻く現代的な課題について考える
- 第10回 学校組織と学校経営
- 第11回 教職員制度と教師の仕事
- 第12回 現代の教育課題と学校安全①子どもの権利といじめ問題
- 第13回 現代の教育課題と学校安全②就学前教育と子ども行政、虐待問題
- 第14回 現代の教育課題と学校安全③子どもの貧困と若者支援行政
- 第15回 まとめ：教育制度から見る現代社会

2. 受講者について

「教育制度論」は、名古屋キャンパス及び三好キャンパスで計5クラスを開講している。本稿では、三好キャンパスで開講した2クラスでの受講生のコメントを考察の対象とした。三好キャンパスでは2年次開講科目であり、受講人数は木曜1限クラス48名、木曜2限クラス53名、学部別ではスポーツ健康科学部89名、経営学部12名であった。

なお、名古屋キャンパスでは1年次開講科目となっている。本稿で扱う「学校安全への対応」について、両キャンパスで同様の内容で授業を行ったが、名古屋キャンパスでは避難訓練（2018年度は1年生を対象に全学部で実施）の翌週に授業を行ったことから授業コメントは避難訓練に関連した内容が多数を占めた。また、教職の視点からの考察など学年によって学生の反応に違いがあることも踏まえて、本稿では三好キャンパスでの2クラスを考察の対象とした。

3. 授業の内容について

「教育制度論」において「学校安全への対応」を主に取り扱ったのは、第8回目の「学校安全と危機管理」である。この他に、学校安全に関する内容として、いじめや体罰、虐待、子どもの貧困など、子どもを取り巻く現代的な課題と学校・教員に求められる対応について本授業科目の後半で扱っている。本稿で

は、学校安全をテーマとした第8回の授業を報告する。授業の展開は次のとおりである。

授業の初めに本時のねらいを明確にするために、以下のように位置づけを示した。

学校は子どもの成長と自己実現をめざして教育活動を行う場であり、その前提として、安全・安心な環境の確保が不可欠である。しかし、東日本大震災、外部侵入者による事件、新型インフルエンザなどの感染症の流行、食中毒の発生、教育活動中の事故など、学校に関する事件・事故・災害は多様化するとともに、深刻さを増しつつある。このような事件・事故等は、子どもの生命・身体を侵害するだけでなく、その対応を誤ったり、遅らせたりすると二次的な危機を招きかねず、学校に対する児童生徒や保護者の信頼関係を破壊することになる。

学校においては、今後、多様化・深刻化する危機に備え、安全・安心な環境の整備に努めながら、事件・事故等を防止・減災するための取組を推進する必要がある。この授業では、危機管理の対応・指導に関して、講義と演習を行うことにより、学校生活の中での安全・安心について考える。

次に、導入として、東日本大震災で多くの児童が被災した宮城県石巻市立大川小学校を事例として、ドキュメンタリー映像及び新聞記事で当時の状況や訴訟の経緯を紹介した。新聞記事では、2016年の仙台地裁判決が出た際の記事から、「想定外」の災害であっても児童の命を守るのは教師の責任であると判断されたことを中心に、遺族による「子どもたちは先生の指示を待つしかなかった。言うことを聞いてなくなってしまった。」という悲痛の思い、判決では重視されなかった地域住民の意見に関する専門家のコメントなどを紹介した。また、2018年の控訴審判決に関する記事も参考として紹介した³⁾。

導入で学校教育現場において教職員は子どもの生命・身体の安全に責任を負っていることを確認して上で、授業の前半では学校安全の概要について講義を行った。講義としては、学校保健安全法の第26条から第30条を参照して学校安全計画や対応マニュアルなど基礎的事項を確認し、学校・教師の安全配慮義務及び法的・倫理的責任について解説した。また、学校安全の3つの領域として生活安全・交通安全・災害安全を簡単な事例を交えて紹介した⁴⁾。そして、講義パートの最後に、リスク・マネジメント（事前の危機管理）とクライシス・マネジメント（緊急事態発生時の危機管理、事後の危機管理）について基本的な考え方を提示した。リスク・マネジメントでは、「未然に防ぐ」だけでなく、「発生に備える」視点から、対応マニュアルの作成や危機管理体制づくり、訓練・研修の実施など、リスクと向き合う必要性を示した。また、クライシス・マネジメントでは、命を守る緊急対応に続いて適切な事後対応によって二次被害を抑制することの大切さを確認した。

授業の後半では、災害安全と学校事故の2つのテーマでグループワークを実施した。災害安全については、大規模な地震に対する教員としての対応について、最も大きな被害が生じうる場面を想定するところから、事前の対応、事後の対応について対話を行った。また、学校事故についてのグループワークでは、学生自身の学校経験やボランティア、インターンシップの経験をもとに、学校で起こりうる事故について情報交換を行った。最後に、リスク・コミュニケーションの考え方を提示して、まとめとした。リスク・コミュニケーションとは、関係者（教職員、保護者、関係機関、地域住民など）が情報や意見を交換することで、リスク（危険・不安）に関する認識を共有した上で対応を検討し、危機管理についての信頼関係を構築することでリスク管理を図るものである。期待される効果として、①問題の発見と可視化、②マニュアルの改善、③個人の意識・行動変容、④信頼性の向上、などがあげられる⁵⁾。

本授業では、学校・教職員の学校安全に対する責任を自覚するとともに、教員に求められる基礎的知識に基づいて主体的に学校安全に取り組むことができるようになることを目標としている。その際に、事前の危機管理によってリスクを減らすことは重要だが、想定外の事態が生じることも踏まえて、関係者とリスクに関する情報を共有することで、学校組織としてリスクを管理する視点に重点をおいた。

4. 受講者の学び

授業後のコメントシートを手がかりに受講した学生の気づきや学びを確認する⁶⁾。

①自然災害への認識

受講者のコメントシートで最も多く見られた感想は、東日本大震災に関することがらであった。震災から7年が経ち、日常生活において意識することが少なくなったが、改めて自然災害への認識を深めることで、防災の意識を高める機会となった。ただし、大川小学校の事例は、想定外の事態でも学校・教員の責任が問われるというインパクトの強い事例であったため、台風や猛暑など震災以外の自然災害に対する認識へ至る点は不十分であった。

<コメントシートからの一部抜粋>

- ・学校での災害について学んでみて、事前の危機管理がすごく大事だと分かった。未然に防ぐことができることが最も良いが、起きてしまっても慌てず、冷静に判断をし、対応できるよう準備をしておく必要があると感じた。
- ・東日本大震災から7年が経つが今日の授業で改めて考えることができた。あの頃は“地震”というのを生徒の立場で「隠れないと！」「逃げないと！」というように焦っていましたが、先生は焦ることなく落ち着いて的確に指示を出してくれて避難したのを覚えています。(中略)自分が教師の立場でどういった行動ができるのか、対応マニュアルを読むだけでなく、内容をよく理解して子どもの命を預かっているということを頭に入れて判断や行動していこうと思いました。
- ・東日本大震災の大川小の津波被害の例のように、想定外のことが起こってしまった場合に、どのような結論を出すべきなのかとても難しい問題だと思う。結果として、マニュアル通りでは対応できなかった事実はあるが、教職員は役割を果たそうとしていたと思う。もし裏山に避難して土砂崩れが起きていたらどうなっていたのか。確かに想定されるその先も考えないといけないが、学校や教職員を責めてはいけないと思う。

②学校安全に関する教職員の責任

学校で子どもの命を守るのは教職員の責任であるという学校安全に対する基本的な理解が確認された。保護者から子どもを預かって教育活動を行っている以上、学校・教師は、いかなる場合も最善を尽くして子どもの安全を守らなければならないという安全配慮義務・注意義務について理解することで、教職に向けた自覚を高めることが期待される。

<コメントシートからの一部抜粋>

- ・学校安全は教員である限り、絶対的な仕事だ。どんなに気を付けても想定外が起こることもある。そのような時でも子どもたちを守らなければならない。
- ・大川小学校の事例で、教師が責められていたことに対して、これが子どもを預かるということだと再確認した。マニュアルを地域ごとに合わせて、しっかりと作り、ある程度共通認識として用意することはとても大切だと思った。しかし、想定外のことは確実に起こると思うので臨機応変な対応力というものがとても重要なのだと思う。
- ・災害の想定は教師にとっては非常に大きな課題だと思う。教師がパニックになってしまったら、生徒も冷静に避難することはできない。教師は想定以上の被害をイメージして、常に生徒の安全を第一に考えて行動しなければならない。
- ・教師はただ勉強を教えるだけでなく、第一に安全・安心な環境を確保することが大切だということを改めて理解しました。災害・事故が起った時、すばやく的確な対応をしなければならないので、日頃から避難訓練やいろいろな状況を想定しての対応を考えるべきだと思いました。

③避難訓練の重要性

グループワークによって災害安全について話し合ったことで、避難訓練の重要性を再認識したという記述がみられた。自分たちで話し合って被害の想定を行うことで、今までの避難訓練では児童生徒を安全に避難させることができるか、という実践的な視点から考察する様子が見られた。

<コメントシートからの一部抜粋>

- ・本当に災害が起きた時のために行う避難訓練だが、実際には訓練通り行うことは難しい。(中略) 私たちは、どこまでの訓練を行うべきなのか、どこまで災害における避難方法等を把握するべきなのか。今後どこで起きるかわからない大きな災害について考えていかなければいけないと感じた。
- ・これまでの避難訓練は授業中のパターンだけだった。授業中は全員が教室にいて比較的指示も通りやすいし避難しやすいが、災害はいつ起こるか分からないので、休み時間、給食準備など全員がそろっていない状況でも訓練を積み重ねるべきだと思った。それぞれが違う場所にいる時にいかにスムーズに避難できるかが大切だと思う。
- ・津波の被害は想像以上だった。正直、避難訓練をはじめにやっている人って少ないとと思う。訓練だと分かった状態だと、おしゃべりをするなど重要性が伝わっていない。自分自身もその一人だった。今日のような授業を受ければ重要性に気付けるが、小中学生には理解しにくいのかもしれない。(中略) もっと指導者に自覚がなければならない。
- ・大きな事故や災害が起こるという前提で日々の業務を行う必要がある。システムやマニュアルと用意しておくことは必要なことだが、それを用意しただけで安全管理の仕事を終えた気になってしまわないよう、改善や見直しを度々行なうことが重要だと感じた。

④学校事故について

グループワークの2つ目のテーマである学校事故については、コメントシートではあまり多く触れられていなかった。授業の構成として災害安全が中心であったため、学校事故について十分にイメージを掴むことができなかつたと考えられる。教師の安全配慮義務・注意義務の理解をもとに、日常の学校生活における安全管理の意識へつなげていくことが課題である。

<コメントシートからの一部抜粋>

- ・災害と違って学校での事故は、ある程度は防ぐことができると思う。先生と生徒、親の間でコミュニケーションをとることだったり、安全確認を日々行うことによって防ぐことができるものが多々あると思うし、逆に怠ると大事故につながりかねない。
- ・学校で起こりうるリスクを考えると危険ばかりあると感じた。起こりうる場面をイメージして予想しておくことで、自分が先生になるときに生徒に起こりうる危険から守ることができると思う。

⑤学校安全への取り組み

本授業を通して、学校安全の目的と具体的な取り組みを理解することが目標であるが、教師の責任を自覚した上で、学校組織としての対応、教職員の連携、保護者や地域住民との対話の重要性など、地域社会の中で学校安全に取り組む意識が見られた。

<コメントシートからの一部抜粋>

- ・授業で考えてみたけど、やっぱりすぐには思いつかないし、たくさんの子どもがいる中で判断しなきゃいけないから大変だけど、事前の確認や教師間の連携がとても大切になってくると思いました。
- ・学校安全というテーマで授業を受けたが、どれだけ知識を得たとしても実際にその場面に出会ったことがないと、そのように行動できるかわからない。(中略) 状況に応じて臨機応変に対応できるように、教員はありとあらゆる状況を想定しておかなければならぬと思う。
- ・リスク・コミュニケーションが重要で、日常的なところから、保護者や地域住民と連絡をとる、コミュニケーションをとることが必要だとわかりました。学校事故は色々な場面があると思うが、それを防いでいくためにも、日頃からの生徒とのコミュニケーションであったり、日常的な配慮が大切であると感じた。
- ・教職員、保護者、地域住民などと話し合って問題を発見したり、信頼関係を高めたり、情報を共有することで被害を最小限にすることが大切だと感じた。子どもたちが安全に学校で過ごすことができるよう教師は安全に配慮していかなければならない。

⑥教育現場の実態に基づいた認識について

本稿で報告した授業内容は、先行して学校安全を扱うこととされた「教職実践演習」での授業内容を踏まえて実施したものである。教育実習を経験した後の「教職実践演習」の受講生と比較すると、「教育制度論」の受講生は教育現場の実践的な認識が希薄であることがわかる。受講生が教育現場の実態に基づいて学校安全を考えることができるような工夫が必要であると思われる。

<参考：教職実践演習での感想>

- ・保健体育の教員は授業でも部活でも、常に安全を第一に考えなければ、取り返しのつかない大事故が起きてしまう。教育実習では「子どもの命を預かっているという自覚を常に持ってほしい」と担当の先生に言われた。学校事故は過去の事例を参考にしながらも様々なケースを予想しておくことが大切だと思う。
- ・学校現場で起こりうる事故について、実習中に危険だと思った事や地震が起きた時に自分は教師としてどう行動したらよいかを考え見つめなおすことができた。

おわりに

本稿では、「教育制度論」で新たに扱うこととなった「学校安全への対応」の授業実践について、受講生の感想から学びの到達度を確認した。教職課程コアカリキュラムで示された到達目標「①学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。②生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。」に関しては、概ね目標に到達することができたと考える。ただし、安全教育の内容については十分に扱うことができず、避難訓練などで児童生徒にどのように伝えるかという点に限定されてしまった。また、当然ながら学生間の関心には差異が見られ、すべての学生が到達目標の全体を理解できたとは言えない。1回90分の授業で学校安全に関する多くの内容を扱うことの難しさも明らかになったことから、「教育制度論」全体の授業構成を踏まえながら、どのように「学校安全への対応」を扱うことが適切であるかを検討し、改善していきたい。

注釈及び引用・参考文献

- 1) 文部科学省「教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）【再課程認定】（最終更新日 平成30年1月15日）」 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1387995.htm（最終閲覧日 2019

年 9 月 11 日)

- 2) 教科書として、横井敏郎編著『教育行政学（改訂版）－子ども・若者の未来を拓く』八千代出版、2017 年、を使用している。なお、本書では独立した章としては学校安全を取り上げていないため、第 8 回の授業では使用していない。
- 3) 「想定外でも守る責任」『中日新聞』2016 年 10 月 27 日、朝刊、「防災責任認めた大川小判決 教育現場への重い警鐘だ」『毎日新聞』2018 年 4 月 27 日、東京朝刊
- 4) 学校事故の参考資料とした新聞記事を配布した。「命を守るのは指導者－部活中や体罰子どもの死亡ゼロへ」『東京新聞』2016 年 11 月 6 日、朝刊
- 5) 平川秀幸・奈良由美子『リスクコミュニケーションの現在－ポスト 3.11 のガバナンス』放送大学教育振興会、2018 年
- 6) コメントシートの記載内容は、匿名処理をして授業内で紹介したり、授業研究のために使用したりする場合があることを事前に説明した上で、毎回の授業において記入している。